

# 「令和6年度宮崎牛インバウンド向け需要創出事業」業務委託企画提案競技実施要領

## 1 目的

関西圏における宮崎牛インバウンド向け需要創出事業業務委託の受託候補者を選定するために、必要な事項を定めるものとする。

## 2 委託の内容

令和6年度宮崎牛インバウンド向け需要創出事業業務委託仕様書による。

## 3 委託上限額

2,250,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

※ この金額は契約時の予定価格を示すものではない。

※ 履行までに要する全ての経費を含む。

※ 委託料の支払いは、委託業務完了後とする。なお、委託料は業務完了検査に合格した後、精算払により支払う。

## 4 委託期間

契約締結の日から令和7年3月21日（金）まで

## 5 参加資格

以下の全てを満たす者

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者。
- (2) 宗教活動や政治活動を主たる活動の目的としていないこと。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て又は破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てがなされていない者。ただし、会社更生法に基づく更生手続開始又は民事再生法に基づく再生手続開始の決定を受けている者は、申立てがなされていない者とみなす。
- (4) 企画書等の提出の日から受託候補者を選定するまでの間に、国、県、市町村等からの受注業務に関し、入札参加資格停止の措置を受けていない者。
- (5) 役員等（個人である場合はその者を、法人である場合はその役員又はその支店若しくは営業所を代表する者をいう。）が暴力団関係者（宮崎県暴力団排除条例（平成23年条例第18号）第2条第4号に規定する暴力団関係者をいう。以下同じ。）であると認められる者又は暴力団関係者が経営に実質的に関与していると認められる者でないこと。
- (6) 国税及び地方税に未納がないこと。
- (7) 地方税法（昭和25年法律第226号）第321条の4及び各市町村の条例の規定により個人住民税の特別徴収義務者とされている法人にあっては、従業員等（宮崎県内に居住している者に限る。）の個人住民税について、特別徴収を実施している者又は特別徴収を開始することを誓約した者。
- (8) 受託業務に関するノウハウを有し、かつ当該受託業務を円滑に遂行するための必要な経営基盤を有していること。
- (9) その他、県との協議に真摯に対応し、事務処理を遅漏なく処理できること。

## 6 日程

- |               |                   |
|---------------|-------------------|
| (1) 公告        | 令和6年10月11日（金）     |
| (2) 質問書受付期限   | 令和6年10月18日（金）午後5時 |
| (3) 参加申込期限    | 令和6年10月18日（金）午後5時 |
| (4) 企画提案書提出期限 | 令和6年10月25日（金）午後5時 |
| (5) 審査結果通知    | 令和6年10月下旬予定       |

## 7 事務を担当する部局

住 所 〒530-0001 大阪市北区梅田 1-3-1-900 大阪駅前第1ビル9階  
担 当 宮崎県大阪事務所 川野  
電 話 06-6345-7631  
FAX 06-6345-7633  
E-mail myz-osaka@pref.miyazaki.lg.jp

## 8 質問及び回答

企画提案競技及び業務委託仕様書についての質問は、様式第2号を提出すること。

- (1) 提出先 本要領7のとおり
- (2) 提出期限 令和6年10月18日（金）午後5時
- (3) 回答方法 質問者に対して電子メールにて回答する。ただし、仕様書等の変更に係る回答については、企画提案競技参加者全員に回答する。（質問者名は公表しない。）

## 9 企画提案協議への参加申込

本企画提案競技に参加を希望する者は、様式第1号を提出すること。

- (1) 提出方法 電子メール（提出確認のため、送信後は担当者へ電話連絡を行うこと。）
- (2) 提出先 本要領7のとおり
- (3) 提出期限 令和6年10月18日（金）午後5時
- (4) 提出方法 電子メール（提出確認のため、送信後は担当者へ電話連絡を行うこと。）

## 10 企画書等の提出

### (1) 提出書類

- ① 企画提案競技申込書【1部】（様式第3号）
- ② 企画書【5部】
  - ・ 書式はA4判（A3判折曲げも可）とする。
  - ・ 企画のコンセプト及び重視するポイントを記載すること。
  - ・ 必要に応じて企画のイメージや概要を図示すること。
  - ・ その他契約額の範囲内で、本事業の趣旨を実現するため、他に効果的な追加提案があれば記載すること。
  - ・ 実施スケジュール及び実施体制を記載すること。
- ③ 見積書【原本1部、コピー5部】
  - ア 一式計上ではなく、第三者により客観的な判断が可能な積み上げ方式とすること（各項目の単価が判断できる内容とする。）
  - イ 宛名は「宮崎県大阪事務所長 甲斐 慎一郎」とする。
- ④ 会社概要【5部】※既存のもの。
- ⑤ 業務実績（既存のもの及び過去5年以内の地方公共団体との契約実績、またはこの業務と同種、同規模以上の業務実績）【5部】
  - ※ 宮崎県競争入札参加資格者名簿登録の無い場合
- ⑥ 誓約書（様式第4号）【1部】
- ⑦ 個人住民税の特別徴収実施確認・開始誓約書（様式第5号）【1部】
  - ※ 宮崎県内に居住している者を雇用している場合に限り、提出すること。

## (2) 提出方法

- ① 提出場所 本要領7とおり
- ② 提出期限 令和6年10月25日(金)午後5時
- ③ 提出方法 持参又は送付(送付にあっては、書留郵便又はそれと同等の手段により提出すること。なお送付の場合であっても、令和6年10月25日(金)午後5時必着とする。)

## (3) 留意事項

- ・ 提出書類に不備がある場合や、提案すべき事項が記載されていない場合は、採択の対象としない。
- ・ 応募された企画提案の著作権は、その応募者に帰属する。なお、企画提案者の記載が特許権など日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果生じた責任は、提案者が負うこととする。
- ・ 提出後における企画書の再提出、差し替えは一切認めない。

## 11 審査

書類審査による企画提案競技方式とし、提出された企画提案について、次のとおり審査を行い、最も優れた1者を受託候補者として選定する。

### (1) 審査方法

別紙「審査要領」に定める審査委員会において審査する。

### (2) 審査項目

別紙「審査基準書」のとおり。

### (3) 審査の通知

選定結果については、採択・不採択にかかわらず電子メール及び書面で通知する。

### (4) 参加資格の欠格

当手続中に、次のいずれかに該当することとなった場合は、当該参加者の参加資格を欠格とし、書面で通知するものとする。

- ① 当該手続の参加資格を満たさなくなったとき
- ② 提案書を期限までに提出しないとき
- ③ 提案書の内容が、公示した仕様又は条件に明らかに適合しないとき
- ④ 虚偽記載、その他不正な行為があったと認められるとき
- ⑤ 契約上限額を周知して実施した場合において、提案の内容が契約上限額を超えているとき

### (5) 契約の締結等（契約締結候補者との協議）

審査結果をもとに、最も優れた提案を行った提案者との間で、本委託業務の実施に関して必要な協議を行う（この際、企画提案書の内容は、協議の上変更する場合がある。）ものとする。なお、候補者との間で協議が合意に至らない場合は、次の審査結果上位者と協議を行う。

契約保証金については、宮崎県財務規則（昭和39年宮崎県規則第2号）第101条の規定による。

## 12 その他留意事項

- (1) 本企画提案競技及び本業務委託を通じて、法令を遵守すること。
- (2) 企画提案に要する一切の費用は、本企画提案に参加する者の負担とする。
- (3) 提出された企画提案書等は返却しない。
- (4) 提出された企画提案書等は、提案者に無断で使用しない。
- (5) 応募に関して使用する言語は日本語、単位は計量法に定めるもの、通貨単位は円、時刻は日本標準時とする。
- (6) 応募者が次のいずれかに該当する場合は失格とする。
  - ① 参加申込書等の提出以降契約締結までに、本要領中「5 参加資格」に定める要件を一つでも満たさなくなった場合、又は満たしていないことが判明した場合
  - ② 提出期限内に企画提案書の提出がなされなかった場合
  - ③ 提出書類に虚偽の記載をした場合
  - ④ 審査の公平性に影響を与える行為を行った場合
- (7) 企画提案書の著作権は提案者に帰属する。なお、企画提案書の記載に際し、日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果生じた責任は、提案者が負うこととする。
- (8) 契約手続きに要する費用は受託者負担とする。
- (9) 決定した業者の提出した企画書の内容は、協議の上変更することがある。

企画提案競技参加申込書

宮崎県大阪事務所長 甲斐 慎一郎 殿

応募者 所在地  
称号又は名称  
代表者職氏名

㊞

令和6年度宮崎牛インバウンド向け需要創出事業業務委託企画提案競技について、参加したいので、下記のとおり申込みます。  
また、実施要領に規定する参加資格要件全てに該当することを誓約します。

記

- 1 会社名
- 2 所在地
- 3 代表連絡先
  - ・電話番号
  - ・FAX番号
- 4 担当者
  - ・部署名
  - ・職・氏名
  - ・電話番号
  - ・FAX番号
  - ・メールアドレス

様式第2号

宮崎県大阪事務所 流通担当 宛て  
[myz-osaka@pref.miyazaki.lg.jp](mailto:myz-osaka@pref.miyazaki.lg.jp)

令和6年度宮崎牛インバウンド向け需要創出事業業務委託企画提案競技

質 問 票

質問事項		
内 容		
質 問 者	法人（団体）名	
	担当者名	
	電話番号	
	F A X 番号	
	メールアドレス	

※確認のため、電子メールまたはF A X送信後に必ず電話連絡をお願いします。（TEL：06-6345-7631）

なお、質問内容によっては、参加申込書を提出した全員に対して、質問及び回答を電子メールにて送付します。

令和 年 月 日

企画提案競技申込書

宮崎県大阪事務所長 甲斐 慎一郎 殿

応募者 所在地  
称号又は名称  
代表者職氏名

⑩

令和6年度宮崎牛インバウンド向け需要創出事業業務委託企画提案競技について、関係書類を添えて申し込みます。

令和年 月 日

宮崎県大阪事務所長 甲斐 慎一郎 殿

応募者 所在地  
称号又は名称  
代表者職氏名

印

### 誓 約 書

私は、令和6年度宮崎牛インバウンド向け需要事業業務委託企画提案競技への参加申込を行うに当たり、次の事項について誓約します。

※チェック欄（誓約の場合、□にチェックを入れてください。）

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者。
- (2) 宗教活動や政治活動を主たる活動の目的としていないこと。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て又は破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てがなされていない者。ただし、会社更生法に基づく更生手続開始又は民事再生法に基づく再生手続開始の決定を受けている者は、申立てがなされていない者とみなす。
- (4) 企画書等の提出の日から受託候補者を選定するまでの間に、国、県、市町村等からの受注業務に関し、入札参加資格停止の措置を受けていない者。
- (5) 役員等（個人である場合はその者を、法人である場合はその役員又はその支店若しくは営業所を代表する者をいう。）が暴力団関係者（宮崎県暴力団排除条例（平成23年条例第18号）第2条第4号に規定する暴力団関係者をいう。以下同じ。）であると認められる者又は暴力団関係者が経営に実質的に関与していると認められる者でないこと。
- (6) 国税及び地方税に未納がないこと。
- (7) 地方税法（昭和25年法律第226号）第321条の4及び各市町村の条例の規定により個人住民税の特別徴収義務者とされている法人にあっては、従業員等（宮崎県内に居住している者に限る。）の個人住民税について、特別徴収を実施している者又は特別徴収を開始することを誓約した者。
- (8) 受託業務に関するノウハウを有し、かつ当該受託業務を円滑に遂行するための必要な経営基盤を有していること。
- (9) その他、県との協議に真摯に対応し、事務処理を遅漏なく処理できること。



令和 年 月 日

宮崎県大阪事務所長 甲斐 慎一郎 殿

住 所  
氏 名 印  
(法人にあつてはその名称及び代表者の氏名)

### 特別徴収実施確認・開始誓約書

チェック欄 (いずれかに該当する項目□にチェックを入れてください。)

1 領収証書の写し添付

当事業所は、現在 市(町・村)の特別徴収義務者の指定を受け、従業員等の個人住民税について、特別徴収を実施し納付しています。

→ 6か月以内の領収証書の写しを添付してください。

6か月以内の領収証書の写しを添付してください。
-------------------------

2 添付する領収証書の写しがない場合等

(1) 特別徴収実施確認

当事業所は、現在 市(町・村)の特別徴収義務者の指定を受け、従業員等の個人住民税について、特別徴収を実施しています。

→ 確認印を受けてください。

上記市町村の特別徴収義務者指定番号：

※ 各事業所で事前に記入しておいてください。

(2) 特別徴収義務がない

当事業所は、特別徴収義務のない事業所です。

→ 確認印を受けてください。

(3) 開始誓約

当事業所は、令和 年 月から、従業員等の個人住民税について特別徴収を開始することを誓約します。

つきましては、特別徴収税額の決定通知書を当社(者)あてに送付してください。

→ 確認印を受けてください。

市(町・村)確認印